

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書

厚生労働省によると、昨年に一斉改選された全国の民生委員・児童委員の欠員数は15,191人に上った。欠員数は3年前に比べて32%増加しており、この背景として委員自身の高齢化や定年後も働く人の増加などがある。また、定数に占める委員数の割合を示す充足率は、全国では93.68%となっているが、本区においては80.9%と大きく下回っており、民生委員・児童委員の担い手不足は深刻な状況にある。

民生委員・児童委員は、民生委員法等に基づく特別職の公務員として、住民の立場に立って相談に応じ、行政等へのつなぎ役や見守りなどの支援を行うことが求められ、地域の身近な福祉ボランティアとして重要な役割を担っている。しかしながら、最近ではひきこもりや虐待、ヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化しており、委員活動は一段と複雑化・困難化するなど、委員一人一人の負担は増大している。

こうした中、民生委員・児童委員の負担を軽減し、担い手不足を解消するためには、ICTの活用や委員活動記録の簡素化を図るなど、委員活動と就労の両立が可能な体制を構築していくことが急務である。また、担い手確保に向けた自治体への更なる財政支援や認知度向上を図るなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を進めていくことも重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向けた取組の更なる充実を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年10月25日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛て